

別記様式 2 の 3

山形県県土整備部登記事務仕様書

(目的)

第 1 条 この仕様書は、発注者と受注者との間に締結された登記事務委託の概要を定め、円滑な登記の処理を目的とする。

(委託の範囲)

第 2 条 登記事務とは、不動産登記法に基づく嘱託登記事務並びに嘱託登記に必要な書類作成及び図面の作成等をいうものである。

(委託の内容)

第 3 条 発注者は嘱託登記委託内訳書（別紙様式第 1 号）に掲げる登記事務について受注者に委託するものとする。

2 受注者は、発注者から資料の貸与を受けて、必要な嘱託書及び図面等の作成並びに嘱託書の提出及び登記事項証明書等の受領の業務を行うものとする。

(書式)

第 4 条 登記嘱託書の書式は、不動産登記法の定めるところによるものとする。

(貸与資料)

第 5 条 相続、住所証明書等で契約締結後に不足しているものについては、受注者の交付申請により発注者が交付を受けて受注者に貸与するものとする。

- (1) 用地調査表
- (2) 用地実測図
- (3) 印鑑証明書
- (4) 登記承諾書
- (5) 登記原因証明情報
- (6) 委任状（別紙）
- (7) その他相続、住所証明書等登記に必要な書類

(成果物)

第 6 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 登記嘱託書〔図面（地形図等）を含む。〕
- (3) 地積測量図
- (4) 相続関係説明図
- (5) 変更又は更正を証する書類
- (6) その他必要な書類



